伊丹市生ごみ減量・堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

（目　的）

第１条　この要綱は，生ごみ減量・堆肥化容器又は生ごみ処理機を設置する者に対し，予算の範囲内で容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，その購入及び設置を促進し，一般家庭から排出される生ごみの減量・再資源化を図り，併せて市民のごみ減量・再資源化意識の高揚を促進することを目的とする。

（補助対象容器等）

第２条　補助対象となる生ごみ減量・堆肥化容器又は生ごみ処理機（以下「容器等」という。）は，電動式生ごみ処理機，自然堆肥型コンポストその他の生ごみを減量・堆肥化できる容器又は機器とする。ただし，ディスポーザー方式を除く。

（交付要件）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は，前条に定める容器等を第９条の販売指定を受けた販売店（以下「販売店」という。）から購入し，設置する者(法人を除く。）であって，かつ，次に掲げる要件を備える者とする。

(1)　市内に住所を有し，かつ，居住していること。

(2)　自己の責任において容器等を設置し，適切に維持管理ができること。

(3)　この要綱により補助を受けたことがある者にあっては，前回の補助を受けた日から５年以上経過していること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は，容器等の購入金額（容器等のうちＥＭ菌等を使用する堆肥化容器にあっては，当該容器１基につき１袋のＥＭ菌等の購入金額を含み，消費税相当額を除く。）に２分の１を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てた額）とする。ただし，２０，０００円を限度とする。

２　補助対象となる容器等の数は，自然堆肥型コンポスト及びＥＭ菌等を使用する堆肥化容器にあっては１世帯につき２基までとし，それ以外のものにあっては１世帯につき１基とする。ただし，同時に違う種類の容器等について補助申請があった場合は，いずれか１種類についてのみ補助するものとする。

（補助金交付申請の手続き等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，生ごみ減量・堆肥化容器購入費補助金交付申請書（様式第１号）(以下「申請書」という。）により，市長に申請するものとする。

２　市長は，前項の申請書を受理したときは，その内容を審査し，補助金を交付することが適当と認めるときは，生ごみ減量・堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書（様式第２号)(以下「交付決定通知書」という。）に生ごみ減量・堆肥化容器購入券（様式第３号）を添えて申請者に通知するものとする。

（補助金受領の委任）

第６条　申請者は，容器等を購入する販売店に補助金の受領を委任するものとし，生ごみ減量・堆肥化容器購入券に委任する旨を署名または記名押印するものとする。

（補助金の請求手続き等）
第７条　申請者は，販売店より，販売価格から補助金の額を差し引いた代金に，生ごみ減量・堆肥化容器購入券を添えて容器等を購入するものとする。
２　販売店は，生ごみ減量・堆肥化容器購入費補助金請求書（様式第４号）（以下「請求書」という。）に生ごみ減量・堆肥化容器購入券及び購入者一覧表を添付して，上記補助金を請求するものとする。
３　市長は，前項の請求書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めた場合に補助金を交付するものとする。

（交付決定通知書の有効期間）
第８条 交付決定通知書の有効期間は，発行の日から６０日の範囲内において市長が別に定める期間とする。

（販売店の指定）
第９条　容器等を販売しようとする販売店は，生ごみ減量・堆肥化容器販売店指定申請書（様式第５号）に関係書類を添えて，市長に申請するものとする。
２　市長は，前項の申請書を受理したときは，当該販売店が別表に定める基準を満たすかどうか審査し，生ごみ減量・堆肥化容器指定店指定・不指定通知書（様式第６号）により販売店に通知するものとする。
３　前項の通知書の有効期間は，通知日の属する年度の初日から３カ年とする。

（販売店の指定の取り消し）
第１０条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，容器等の販売店の指定を取り消すことができる。
(1) 偽り，その他不正の手段により，容器等の販売店の指定を受けたとき。
(2) 第９条第２項の別表に定める基準に該当しなくなったとき。
(3) その他容器等の指定販売店としてふさわしくない行為があったとき。

（補助金の返還）
第１１条　市長は，偽り，その他不正な手段により，補助金の交付決定を受け，又は，補助金の交付を受けたものがあるときは，その決定を取り消し，又はすでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に市民自治部長が定める。
付　則
（施行期日）
１　この要綱は，平成 ８ 年１０月 １ 日から施行する。
（施行期日）
２　この要綱は，平成１５年 ５ 月１５日から施行する。
（経過措置）
３　この要綱による改正後の伊丹市生ごみ減量・堆肥化容器購入費補助金交付要綱の規定は，平成１５年５月１５日以降に補助金の交付申請をした者について適用し，平成１５年５月１５日以前に補助金の交付申請をした者については，なお従前の例

による。

（施行期日）

４　この要綱は，平成１８年　４　月　１　日から施行する。

（施行期日）

５　この要綱は，平成２２年　５　月　１　日から施行する。

（施行期日）

６　この要綱は，平成２７年　４　月　１　日から施行する。

（施行期日）

７　この要綱は，令和元年　５　月　１　日から施行する。

（施行期日）

８　この要綱は，令和３年　４　月　１　日から施行する。